空き店舗×補助金で、あなたの夢を実現しませんか

鴻巣市

空き店舗対策事業費補助金



新規出店事業

店舗賃借料

補助期間
最長
12か月

補助金額
1か月あたり最大
5万円

店舗改修等経費・広告宣伝費

商業地域・近隣商業地域
最大 **50万円**

都市機能誘導区域
最大 **30万円**

店舗併用住宅等改修事業

店舗改修等経費

生活空間と事業空間の分離に要する経費

最大 **25万円**

空き店舗対策事業費補助金は、市内の空き店舗を活用し、出店する方や空き店舗の所有者に対して、店舗改修費用等の一部を補助するものです。

第二創業も可能！
※第二創業とは…企業が新たな分野に進出すること。
例）カフェ経営から業種転換しリラクゼーションサロンを経営



鴻巣市役所　環境経済部　商工観光課
〒365-8601　埼玉県鴻巣市中央1番1号
TEL 048-541-1321　FAX 048-577-8461
E-mail:kanko@city.kounosu.saitama.jp

新規出店事業

市内の空き店舗を活用して出店する方に対する補助事業です。

◆補助対象者　次の全てに該当する方

市外にお住まいの方も申請可能です！

- 鴻巣市商工会員または補助事業完了までに加入する意思があること
- 許認可が必要な事業の場合、当該許認可を取得していること
- 市税を滞納していないこと
- 空き店舗対策事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたことがないこと

◆補助対象事業

空き店舗の要件　次の全てに該当する物件

- 都市計画法第８条第１項第１号に規定する商業地域・近隣商業地域または都市機能誘導区域
- 過去に事業の用に供されていた物件は３か月以上、新築した物件は６か月以上使用されていない状態が継続していること
- 大規模小売店舗立地法第２条の対象となる施設内のテナント物件でないこと
- 路面店または居住用以外の物件の１階部分または２階部分の物件であること

事業の要件　①のいずれかに該当し、②の全てに該当すること

①
- 空き店舗において開始する小売業、一般飲食業、その他サービス業等であって主たる事業として行うもの
- 空き店舗をコミュニティ施設、福祉関連施設、環境保全施設、商店街運営改善施設、新規出店者のためのチャレンジショップのいずれかとして活用する事業であること

②
- 交付決定日の属する年度の３月３１日までに事業を完了し、完了後２か月以内に開業できること
- 午前１１時から午後６時までの時間帯のうち、連続して３時間以上の営業を行うこと
- １か月あたり２０日以上営業を行うこと
- ２年以上継続して事業を行うこと
- 補助金の交付申請日以前に着手していないこと
- 中小小売商業振興法に規定する連鎖化事業（チェーン店）でないこと
- 国、県、市の他の助成制度の対象となっていないこと
- 移転により移転前の店舗を空き店舗としないこと

◆補助対象経費と補助金額

Check!

補助対象経費		補助金額
店舗賃借料	事業開始後に必要な店舗賃借料（敷金、礼金、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸経費を除く）	１か月あたり上限５万円（経費の合計の２分の１以下） ※補助期間は事業開始日の翌月から１２か月以内
店舗改修等経費	空き店舗内外装の改修工事や設備、備品等の購入に係る経費	都市計画法に規定する商業地域・近隣商業地域 上限５０万円 都市機能誘導区域 上限３０万円 ※各経費の合計の２分の１以下
広告宣伝費	ポスター、チラシ等の印刷、新聞、雑誌等への広告の掲載、ホームページ制作に係る経費	

※１,０００円未満切り捨て

店舗併用住宅等改修事業

店舗併用住宅（店舗や事業所等の収益を得るための事業部分と、居住を目的とした居住部分の機能を併せ持つ建物）の所有者が新規出店事業に必要な生活空間と事業空間の分離を行うことに対する補助事業です。

◆補助対象者　　次の全てに該当する方

- 新規出店者と同一人、配偶者または２親等以内の血族もしくは姻族でないこと（法人も同様）
- 所有する空き店舗の改修工事を行い、工事に要する費用を自ら負担すること
- 共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者全員の同意を得ていること
- 市税を滞納していないこと
- 空き店舗対策事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたことがないこと

◆補助対象事業　　次の全てに該当する方

- 店舗併用住宅の所有者が新規出店事業に必要な生活空間と事業空間の分離を行うための改修事業
- 交付決定日の属する年度の３月３１日までに事業を完了すること
- 補助金の交付申請日以前に着手していないこと
- 国、県、市の他の助成制度の対象となっていないこと

◆補助対象経費と補助金額



補助対象経費		補助金額
店舗改修等経費	生活空間と事業空間の分離に要する経費（給排水設備、電気、住宅部分との間仕切り等、対象工事に伴う諸経費）	上限**２５万円**（経費の合計の２分の１以下）

※１,０００円未満切り捨て

◎申請方法　　下記の必要な書類を揃えて商工観光課窓口へ提出

- 交付申請書（様式第１号）
- 事業計画書（様式第２号）
- 収支予算書（様式第３号）
- 写真（空き店舗の内外部の現状がわかるもの）
- 空き店舗の位置図
- 完納証明書
- 補助対象経費の確認書類（見積書等）
- 借用する店舗の賃貸借契約書（店舗併用住宅等改修事業の場合は店舗の登記事項証明書）
- 次のいずれか一つ　【個人の場合】住民票の写し
 【法人の場合】登記事項証明書
 【団体の場合】団体名、代表者名、役員名、組合員名等を明記したもの

※予算に達し次第、途中で募集を終了させていただく可能性がございます。

◎空き店舗対策事業費補助金の申請から交付まで

申請される方

① 市に相談

申請される方は、空き店舗補助金の対象となるか、事前に商工観光課へご相談ください。
※必ず工事着工前にご相談ください。

申請される方

② 市に申請

商工観光課へ「補助金交付申請書」等の必要書類を提出してください。

※店舗賃借料で補助期間が年度をまたぐ場合は、**年度ごとに申請書の提出が必要**です。

市

③ 申請内容の審査
補助金交付決定

申請内容を審査後「補助金交付決定・却下通知書」等を郵送します。
※審査の過程で現地調査をさせていただく場合があります。

申請される方

④ 補助対象事業
完了の報告

商工観光課へ「補助事業実績報告書」等の必要書類を提出してください。
※補助金交付決定後、３月３１日までに事業を完了し、新規出店事業については**完了後２か月以内の開業が要件**です。
※店舗賃借料の場合、**３か月ごと（６月、９月、１２月、翌年３月）に実績報告書、領収書等の提出が必要**です。

市

⑤ 完了報告の審査
補助金の確定

報告内容を審査後「補助金確定通知書」等を郵送します。
※審査の過程で現地調査をさせていただく場合があります。

申請される方

⑥ 補助金の請求

商工観光課へ「補助金交付請求書」を提出してください。

※店舗賃借料の場合、**３か月ごと（６月、９月、１２月、翌年３月）に請求書の提出が必要**です。

市

⑦ 補助金の交付

「補助金交付請求書」に記載された口座に補助金を入金します。

ご申請
お待ちしております

